

坂戸、鶴ヶ島水道企業団公共工事前金払事務取扱要領

平成15年5月1日施行
令和7年4月1日最終改正

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事標準請負契約約款（以下「建設工事標準約款」という。）及び坂戸、鶴ヶ島水道企業団標準委託契約約款（以下「標準委託約款」という。）に規定する前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲)

第2条 前金払の範囲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び同法施行規則（昭和22年省令第29号）附則第3条に規定する範囲とし、次の各号に定めるものとする。

- (1) 1件の請負代金額が130万円を超える建設工事
- (2) 1件の委託金額が50万円以上の建設工事に関する設計、調査、測量等の業務委託

2 前金払の割合は、次の各号に定めるものとし、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前項第1号に掲げるもの 10分の4以内
- (2) 前項第2号に掲げるもの 10分の3以内

3 債務負担行為及び継続費に係る前金払は、当該会計年度の支払限度額に前2項の規定を適用して、その額を決定するものとする。

(前金払の請求・支払手続)

第3条 前金払を受けようとする者は、契約締結後、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書を添えて企業長に請求するものとする。

2 前項の請求は、契約締結後から履行が完了するまでの間、いつでもすることができる。

3 企業長は、正当な前金払の請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前払金は、第1項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(継続費の場合の措置)

第4条 継続費に係る建設工事の前金払については、建設工事標準約款第39条及び第40条の規定を準用して処理するものとする。この場合において、「債務負担行為」とあるのは「継続費」と読み替えるものとする。

(定めのない事項)

第5条 この要領に定めるもののほか、前金払の取扱いについては、建設工事標準約款（業務委託契約にあつては標準委託約款）に定めるとおりとし、その他必要な事項は企業長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告又は指名通知を行ったもの若しくは既に建設工事請負契約を締結しているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告又は指名通知を行ったもの若しくは既に契約を締結しているものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告若しくは指名通知を行ったもの又は既に契約を締結しているものについては、なお従前の例による。